



島根県報

令和3年10月22日（金）

号外 第 123 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告

示

島根県告示第639号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	184号	出雲市佐田町一窪田3986番1地先から同地先まで	前	メートル 12.50～ 16.70	メートル 26.30	出雲県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	16.50～ 19.50	26.30	
〃	375号	邑智郡美郷町潮村361番1地先から同地先まで	前	10.50～ 16.70	212.70	邑智郡土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	21.50～ 40.40	212.70	
県道	邑南飯南線	邑智郡美郷町都賀西821番2地先から同地先まで	前	19.10～ 22.80	37.30	邑智郡土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	19.10～ 26.60	37.30	

島根県告示第640号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年10月22日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	稗原木次線	雲南市三刀屋町給下939番地先から同地先まで	メートル 26.45	令和3年 10月25日	雲南県土整備 事務所	